

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		令和元年7月23日					
報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒613-0036 京都府久世郡久御山町田井新荒見128		報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社 京都工場 京都工場長 大島 博行					
主たる業種	清涼飲料製造業	細分類番号	1	0	1	1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/>	第12条第1項第1号	<input type="checkbox"/>	第12条第1項第2号又は第3号	<input type="checkbox"/>	第12条第1項第4号
計画期間	平成30年4月から令和2年3月まで						
基本方針	環境負荷の削減と事業の成長を両立させることが企業における持続的成長の基本要件であるとの考えのもと、2020年を目標年とする製品のカーボンフットプリントに関する中期目標達成を目指して、事業全体でのCO2排出量削減の施策に取り組む。						
計画を推進するための体制	各種会議による活動進捗の管理とマネジメントレビュー、およびエネルギー使用量の見える化を推進し、当社環境マネジメントシステムに基づいた活動を行う。						
温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	23,818.1 トン	21,142.3 トン	15,556.1 トン	トン	-23.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	23,254.0 トン	21,142.3 トン	15,556.1 トン	トン	-21.1 パーセント	
	実績に対する自己評価	エネルギー削減活動の取り組みが進んだほか、製造ラインの一時休止が大きく影響し、温室効果ガス排出量-23.0%となった。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数量[千C/S]×1/10)	7.33	7.34	8.23		6.21 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	実績に対する自己評価	製造ライン一時休止に伴う生産数量の減少、固定エネルギー比率の増大、試運転に伴うエネルギー使用により、原単位としては6.21%の上昇となった。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		94.0 パーセント	94.0 パーセント	94.0 パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	エネルギー使用量監視システム導入、老朽化エアコンプレッサの更新					
	(30)年度	冷凍機更新(R-22対応/排熱回収)、曝気ブロワ更新、老朽化エアコンプレッサ更新					
	(31)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	マイカー通勤は通勤距離が一定以上の従業員のみの許可制とする。社外への外出時などは公共交通機関の利用や社用車の乗り合いを推進。また従業員へエコドライブに関するハンドブックを配布している。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	マイカー通勤の許可制は継続的に実施されている。公共交通機関の利用および社用車の乗り合いが進んだ。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	水源となる森を「さわやか自然の森」と名付け、自治体との共同管理契約を締結し、枝打ち・間伐などの森林保全活動を継続実施。						
特記事項							

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。